法人口座を開設するお客さまへ

法人名義口座を悪用した詐欺被害や消費者被害が拡大しております。また、かかる背景により当局から「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の強化」や「口座開設手続きの厳正化」を要請されております。

当金庫では、金融犯罪を未然に防止し、正当な金融サービスを提供させていただくために、法人のお客さまの口座開設時には、下記公的書類のご提示および同書類に基づき事業内容等についてご確認させていただいております。

お客さまには、お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

１．ご持参いただく書類（原本での確認となります）

（１）**法人の「履歴事項全部証明書」または「印鑑証明書」等（発行後６ヶ月以内）**
「名称」、「本店」、または「主たる事務所の所在地」を確認させていただきます。

（２）**法人の「履歴事項全部証明書」（発行後６ヶ月以内）または「定款」等**
「事業の内容」を確認させていただきます。

（３）ご来店いただく方の「本人確認書類（**運転免許証・個人番号カード・健康保険証・国民年金手帳等**）」
ご来店いただく方の「氏名、住所、生年月日」を確認させていただきます。

（４）**委任状等**
ご来店いただく方が法人の代表権を持たれていない場合に「手続きにご来店される方が法人から口座開設を委任されていること」を確認させていただきます。

２．上記書類に基づき、「口座開設目的」や「事業内容」、「実質的支配者」、「その他」についてご申告していただきます。

（１）主たる事業はなにか、また履歴事項全部証明書上事業目的が多岐にわたる場合、その内容について確認させていただきます。

（２）「実質的支配者（事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方）の「**氏名、住所、生年月日**」を確認させていただきます。

実質的支配者とは

① 資本多数決の原則を採る法人の場合には、当該法人の議決権の総数の２５％を超える議決権を直接または間接に有していると認められる個人の方
② 資本多数決の原則を採る法人以外の法人の場合には、当該法人の事業から生ずる収益もしくは当該事業に係る財産の総額の２５％を超える収益の配当または財産の分配を受ける権利を有していると認められる個人の方
③ 出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を持つと認められる個人の方
④ 上記①、②、③に該当する方がいない場合には、当該法人を代表し、業務を執行する個人の方

（３）ご申告の内容により、**決算書等の追加書類のご提示**をいただく場合や**現地に訪問**させていただく場合もございます。

（４）**口座開設の諾否について、回答までに数日お時間をいただく場合がございます。**

（５）**総合的判断により口座開設をお断りする場合もございます。**

◎ ご不明な点は、窓口までお問い合わせください。

以　上

湘南信用金庫